

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとおり令和8年7月28日に変更した。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ （小型魚）	京都府定置漁業	56.1 t
	京都府漁船漁業等 （日本海）	1.0 t
	京都府漁船漁業等 （その他海域）	0.0 t
	留保	1.1 t
くろまぐろ （大型魚）	京都府定置漁業	47.1 t
	京都府漁船漁業等 （日本海）	3.5 t
	京都府漁船漁業等 （その他海域）	4.5 t
	留保	1.2 t